

○ 議案第146号 財産の無償貸付について

※ 株式会社わらび座より奥羽山荘建物の譲受を受ける佐々木興業株式会社に次のとおり奥羽山荘の敷地等を無償貸付することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

1 貸付財産

(1) 土地の所在、地目及び地積

所 在	地 目	地 積	備 考
大仙市太田町太田字惣行大谷地 1番1の一部	宅地	9,392.10㎡	源泉の利用権を含む。
大仙市太田町川口字幅22番9 の一部	宅地	2,038.40㎡	

(2) 建物の所在、構造及び面積

所 在	構 造	面 積	備 考
大仙市太田町川口字幅22番9	木造平家建	66.0㎡	備品格納庫

(3) 設備の所在及び名称

所 在	名 称	備 考
大仙市太田町太田字惣行大谷地 1番1	湯湯設備一式	送湯設備を含む。

2 貸付の目的 温泉保養施設の用地等に供するため

3 貸付の相手方 佐々木興業株式会社 大仙市字刈和野175番地1

4 貸付の期間

令和2年7月7日から令和12年7月6日まで。ただし、温泉保養施設として使用する場合に限り、契約を更新することができるものとする。